

# ○東京藝術大学将来構想委員会規則

〔平成12年3月23日〕  
制 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月22日  
平成18年1月19日 平成25年10月24日  
平成26年3月27日 平成28年3月24日  
令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学に、将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の諸課題について調査・検討し、本学としての基本方針を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事（研究担当）

(2) 美術学部長、音楽学部長、大学院映像研究科長及び大学院国際芸術創造研究科長

(3) 附属図書館長

(4) 大学美術館長

(5) 演奏芸術センター長

(6) 事務局長

(7) 各学部及び研究科の教授会構成員から選出された者 各5人（大学院映像研究科については1人）

(任期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員会は、将来構想に関する専門的事項を調査・検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学学制審議会規則（昭和49年7月18日制定）、東京芸術大学取手校地委員会規則（昭和63年10月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。